

〔控除額計算明細書(二面)〕

令和01年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算

次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

氏名

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑪の金額を転記します。				⑪ 8,900,000 円				
番号	居住の用に供した日等	算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)	番号	居住の用に供した日等	算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)	
1	住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合(2から8のいずれかを選択する場合があります。)	平成26年1月1日から令和元年12月31日までの間に居住の用に供した場合 住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき $\text{⑪} \times 0.01 =$	(最高40万円) 円 89,000	4	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年1月1日から令和元年12月31日までの間に居住の用に供した場合 住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき $\text{⑪} \times 0.01 =$	(最高50万円) 円 00	
		平成25年中に居住の用に供した場合 $\text{⑪} \times 0.01 =$	(最高20万円) 円 00			認定住宅に認定低炭素住宅に該当するとき	平成25年中に居住の用に供した場合 $\text{⑪} \times 0.01 =$	(最高30万円) 円 00
		平成24年中に居住の用に供した場合 $\text{⑪} \times 0.01 =$	(最高20万円) 円 00			高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成24年12月4日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合 $\text{⑪} \times 0.01 =$	(最高30万円) 円 00
		平成23年中に居住の用に供した場合 $\text{⑪} \times 0.01 =$	(最高30万円) 円 00			高年齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成24年12月4日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合 $\text{⑪} \times 0.01 =$	(最高40万円) 円 00
		平成22年1月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合 $\text{⑪} \times 0.01 =$	(最高40万円) 円 00			住宅の増改築等が特定取得に該当するとき ①の金額(最高1,000万円) ……②() ③の金額() $\times 0.02$ $+ (\text{④} - \text{③}) \times 0.01 =$	(最高50万円) 円 00	
2	住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成20年中に居住の用に供した場合 $\text{⑪} \times 0.004 =$	(最高8万円) 円 00	5	住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき ①の金額(最高1,000万円) ……②() ③の金額() $\times 0.02$ $+ (\text{④} - \text{③}) \times 0.01 =$	(最高12万5千円) 円 00		
		平成19年中に居住の用に供した場合 $\text{⑪} \times 0.004 =$	(最高10万円) 円 00			住宅の増改築等が特定取得に該当するとき ①の金額(最高1,000万円) ……②() ③の金額() $\times 0.02$ $+ (\text{④} - \text{③}) \times 0.01 =$	(最高12万円) 円 00	
3	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年1月1日から令和元年12月31日までの間に居住の用に供した場合 住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき $\text{⑪} \times 0.01 =$	(最高50万円) 円 00	6	断然改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成27年1月1日から令和元年12月31日までの間に居住の用に供した場合 住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき ①の金額(最高1,000万円) ……②() ③の金額() $\times 0.02$ $+ (\text{④} - \text{③}) \times 0.01 =$	(最高12万5千円) 円 00	
		住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき ①の金額(最高30万円) ……②() ③の金額() $\times 0.01 =$	(最高30万円) 円 00			住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき ①の金額(最高1,000万円) ……②() ③の金額() $\times 0.02$ $+ (\text{④} - \text{③}) \times 0.01 =$	(最高12万円) 円 00	
		平成25年中に居住の用に供した場合 $\text{⑪} \times 0.01 =$	(最高30万円) 円 00			多世帯同居改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成28年4月1日から令和元年12月31日までの間に居住の用に供した場合 ①の金額(最高1,000万円) ……②() ③の金額() $\times 0.02$ $+ (\text{④} - \text{③}) \times 0.01 =$	(最高12万5千円) 円 00
		平成24年中に居住の用に供した場合 $\text{⑪} \times 0.01 =$	(最高40万円) 円 00			震災特別法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年4月1日から令和元年12月31日までの間に居住の用に供した場合 $\text{⑪} \times 0.012 =$	(最高60万円) 円 00
	平成22年1月1日から平成23年12月31日までの間に居住の用に供した場合 $\text{⑪} \times 0.012 =$	(最高60万円) 円 00			平成25年1月1日から平成26年3月31日までの間に居住の用に供した場合 $\text{⑪} \times 0.012 =$	(最高36万円) 円 00		
					平成23年1月1日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合 $\text{⑪} \times 0.012 =$	(最高48万円) 円 00		

二面
提出用
○二面は一面と一緒に提出してください。

- ※1 ②欄の金額を一面の②欄に転記します。
- ※2 ②欄の括弧内の金額は、居住の用に供した日の属する年における住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額となります。
- ※3 (特別)特定取得とは、家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に含まれる消費税額等が、8%又は10%の税率により課されるべき消費税額等におけるその住宅の取得等をいいます。

- (注) 1 一面の「8(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額」の「番号」欄には、二面の「住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合」の番号「1」を記載する。
- 2 申告書第二表の「特例適用条文等」欄に居住開始年月日を記載し、その末尾に(特別特定)と記載する(例:令和元年10月31日居住開始(特別特定))。